

## 1 基本的な考え方

- (1) 住宅を建築しようとする者等に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び建築上配慮すべき事項等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、あくまでも自発的な対策を促すもの。
- (2) 関係法令等及び住宅を建築しようとする者等が定める建築計画上の制約等に配慮した上で関係者と協議して対応するものとし、対応が困難と判断されるものについては除外する。
- (3) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 2 配慮すべき事項の概要

### (1) 共同住宅共用部分

- ア 共用玄関・共用出入口の配置、防犯設備及び照明基準
- イ 管理人室、共用メールコーナー及びエレベーターホールの見通し確保及び照明基準
- ウ エレベータかご内の警報装置、防犯カメラの設置及び照明基準
- エ 共用廊下・共用階段の見通し確保及び照明基準
- オ 自転車・オートバイ置場の見通し確保及び照明基準
- カ 駐車場の見通し確保及び照明基準
- キ 通路・児童遊園等における見通し確保及び照明基準

#### 防犯カメラの設置上の配慮事項

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずる。

### (2) 共同住宅専用部分及び一戸建住宅

- ア 玄関扉の材質は、破壊が困難な材質・構造とする。
- イ 玄関扉の錠は、破壊が困難なものとし、ピッキング等による解錠が困難な構造とする。
- ウ 玄関扉は、ドアスコープとドアチェーンを設置する。
- エ 住戸内から管理人室、玄関外側等の外部と通話可能なインターホンの設置
- オ 侵入されやすい、共用廊下、バルコニー等に面する窓への補助錠、面格子等の侵入防止措置の実施
- カ バルコニーからの侵入を防止するための、バルコニーの配置と構造

### (3) 共同住宅の管理対策

- ア 設置物、設備等の整備及び維持管理
  - 防犯指針に基づいた共同住宅の防犯性を維持するため
  - (ア) オートロックシステム、防犯灯などの防犯設備の点検整備
  - (イ) 屋外設置の機器等が侵入者の足場となったり、死角とならないための配置と管理
- イ 居住者等による自主的防犯体制の整備
  - (ア) 居住者等は、共同住宅の管理組合等を中心とした自主的防犯活動を推進する。
  - (イ) 居住者等は、管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用する。